

任用資格確認票（児童福祉司・児童指導員）

児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格、及び、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に規定する児童指導員の任用資格について、以下のとおり該当することを申し出ます。

1 児童福祉司任用資格に該当する項目番号	
2 児童指導員任用資格に該当する項目番号	

※別紙1「任用資格該当一覧」に記載する項目番号を記入してください。

※児童福祉司、児童指導員のいずれか1職種にのみ申込む場合も

両方の任用資格について記入してください。

※複数ある場合は、すべて記入してください。

※該当する項目番号がない場合は、「該当なし」と記入してください。

年 月 日

名 前

印